



緑と活力のある ふれあいのまち小平

平成14年(2002年)

2/20

市報 こだいら

リサイクル 特集号

第975号 発行：小平市 編集：環境部リサイクル推進課 〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 ☎042(341)1211(代表)

◇こだいらホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.tokyo.jp ◇こだいらテレホンガイド ☎042(342)1222

廃棄物減量等推進審議会から 家庭ごみ有料化についての答申がありました

市は、平成11年11月、小平市廃棄物減量等推進審議会に、「21世紀に向けた小平市におけるごみ減量方策とリサイクルの推進について及び家庭ごみ等の処理費用負担のあり方について」と題した諮問をしました。

小平市廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量などについて調査・審議していただく市長の附属機関で、市民や学識経験者、事業者の代表など20人の委員で構成されています。2年間にわたる審議を経て平成13年11月16日に答申がありました。

主な内容は次のとおりです。

市は、ごみ減量に関するさまざまな施策を展開し、物が循環する仕組み作りを、事業者、市民などは自らごみを減量するなどの役割を分担し、相互に協力してごみ減量やリサイクルを推進する。



市民のごみ・資源に対する意識の向上を促し、ごみ減量・リサイクルを推進するため、市民に相応の費用負担を求めるべきである。

市民に家庭ごみ処理費用の負担を求めるにあたっては、次の点に留意する。

- ①理解の得られやすい制度とし、市民の十分な理解を得たうえで実施する
- ②社会的経済的な事情を勘案した費用負担を図る
- ③消費および廃棄の段階でのごみ減量・リサイクル推進だけでなく、生産、流通、販売などそれぞれの段階に応じたごみの減量・リサイクルを推進するための施策実施を図る

小平市のごみ・リサイクルの条例が改正されました

平成13年12月議会で、市の廃棄物条例の改正が可決され、名称が「小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に改められました。主な変更は次のとおりです。

①平成12年6月に制定された「循環型社会形成推進基本法」の内容に沿って、今後のごみ・資源の問題の進むべき方向性として、現在の「再利用の促進」に加え、「廃棄物の発生抑制」の考え方を条例にも盛り込むものです。今後、市は「廃棄物の発生抑制」にもさらに取り組んでいきます。また、市民および事業者の皆さんのご協力をお願いします。

リサイクルも大事ですが…

資源を大切にするため、そして最終処分場を長く使うためにリサイクルはとても大事なことです。しかし、いったん不要となった物をリサイクルするには、多くの費用、手間とエネルギーを必要とします。リサイクルできるからといって、安易に物を捨てたり、使い捨て商品を買ったりしていませんか？「リサイクル」から一歩進んで「廃棄物の発生抑制」にもご協力をお願いします。まずは、「物を大事に長く使う」「すぐに不要になる物は買わない、使わない、もらわない」など、できることから始めてみませんか？

出すごみや資源を少なくする…発生抑制(リデュース)



②廃棄物処理手数料を改定します。今回はみなさんからいただいている手数料と処理にかかる経費の格差が著しい、し尿などのくみ取り手数料について改定します。また、動物の死体の処理手数料も改定します。改定内容は右表のとおりです。

し尿等のくみ取り手数料

区分	単位	手数料		
		現行	平成14年 4月1日～	平成16年 4月1日～
し尿	一般世帯 1世帯月額	1,600円	2,000円	同左
	事業所等 1リットル	40円	45円	同左
浄化槽汚泥	一般世帯 1リットル	6円	9円	12円
	事業所等 1リットル	9円	18円	23円
汚水	一般世帯 1.8キロリットルまで	1,600円	2,400円	3,200円
	事業所等 1.8キロリットルまで	2,400円	4,800円	7,400円
動物の死体	1頭	2,200円	2,600円	同左

※粗大ごみ・事業系ごみ等の手数料は変更ありません。
※平成14年・16年の2段階の改正です。

市では、ごみの問題に関する出前講座を行っています。希望する方は、問合せ先までご連絡ください。



問合せ
リサイクル
推進課

☎042(346)9535